

速度取締り指針

可児警察署の速度取締り重点

重点時間帯	路線	区域	規制速度
6:00～10:00 16:00～20:00	国道21号 国道41号 主地84号	美濃加茂市境～土岐市境まで 美濃加茂市境～犬山市境まで 国道41号境～土岐市境まで	法定速度 及び 50Km/h

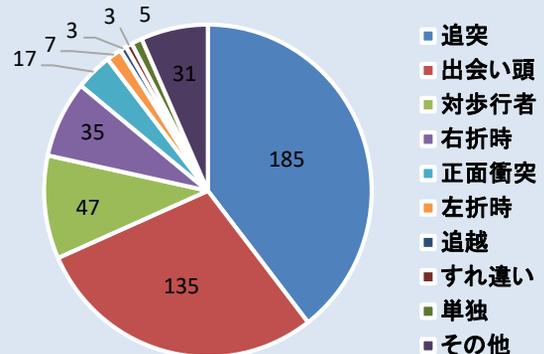
※重点以外の場所、時間帯でも取締りを実施することがあります。

可児警察署管内における交通事故実態

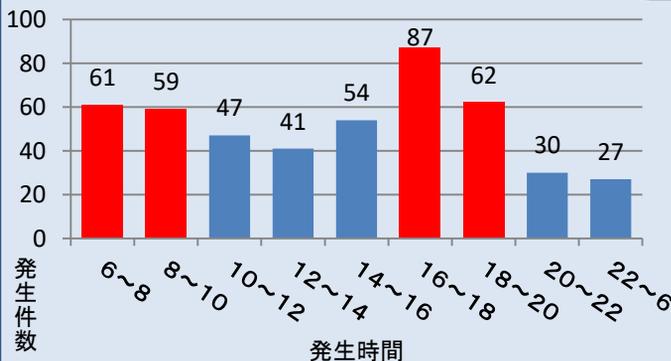
可児警察署管内における人身事故の発生態様別状況
令和元年から令和3年（10月末）までに468件発生

事故類型別

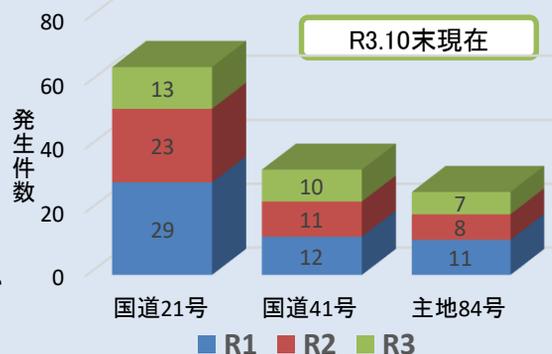
事故類型は追突事故が185件（全体の約40%）、次いで出会い頭事故が135件（全体の約30%）発生しています。
発生時間帯は、午前中（通勤・通学時間帯）と夕方（退社・下校時間帯）の事故が多くなっています。
発生路線は幹線道路が約半数を占め、その中でも国道21号、国道41号、主地84号での発生が目立ちます。



時間帯別



路線別



～ 重点路線の特徴等(10月末現在) ～

- 過去3年間で死亡事故は、
 - ・H31 (R1) 主地84号 1件(午前6時00分頃)
 - ・R2 国道41号 1件(午後6時14分頃)
 - ・R3 国道21号 1件(午後9時5分頃)
 の3件発生しています。

～ その他の交通指導取締り要点 ～

- 速度取締りのほか、幹線道路では携帯電話使用等の取締りを強化します。
- 特に横断歩道は「歩行者最優先」であるため、横断歩行者妨害に対する取締りを強化します。